

学校いじめ防止基本方針

専修学校クラーク高等学院大阪梅田校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、また将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。学校教育に関わる全ての教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがいのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観にたち指導を徹底することが重要となる。

本校では、生徒が安全で安心して学校生活が送れるよう、さらに生徒が豊かな人間関係を築くことができるように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、その方策を講じるものとする。

この理念に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめ定義

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、生徒指導主任、学年主任、スクールカウンセラー

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し

イ いじめの未然防止

ウ いじめ対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗確認

キ 各取組の有効性の検証

4 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

【学校全体】

「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 10月

「いじめ対策委員会」の開催

【生徒指導計画】

月	1年生	2年生	3年生
4月	【重点目標】 生活上の約束を理解させ、実践する態度を身に付けさせる。(基本的生活習慣の確立)		
	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 オリエンテーション(学校生活のルール定着)	オリエンテーション(豊かな人間関係、いじめ防止)	オリエンテーション(いじめ防止、社会での役割)
	個人面談	個人面談	個人面談
5月	【重点目標】 仲間と協力して、規律ある生活を送る姿勢を育てる。(規範意識の確立・マナーの向上)		
	三者面談	三者面談	三者面談
6月	【重点目標】 学習や行事等に主体的に取り組む態度を育てる。(自主的な活動の活性化)		
	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施	いじめアンケート実施
7月	【重点目標】 自らの生活を評価し、新たな目標を設定して取り組む姿勢を育てる。(基本的生活習慣の確立)(問題行動の未然防止)		
	ネット犯罪防止講座	ネット犯罪防止講座	ネット犯罪防止講座
8月	【重点目標】 目標を設定し、その達成に向け、主体的に計画し実践する態度を育てる。(主体的な生活意欲と実践力の向上)		
	休暇中の心得	休暇中の心得	休暇中の心得
9月	【重点目標】 生活リズムを取り戻させるとともに行事等に目標を持ち、仲間と協力して取り組む姿勢を高める。(基本的生活習慣の確立、集団意識の向上)		

	個人面談	個人面談	個人面談
10 月	【重点目標】 お互いの良さを認め、課題を指摘しあう姿勢を高める。(自主的な活動の活性化、自己存在意識の向上)		
	人権週間	人権週間	人権週間
11 月	【重点目標】 目標を持って積極的に学習に取り組む姿勢を高める。(学習規律や学習態度の向上)		
	第 2 回いじめアンケート	第 2 回いじめアンケート	第 2 回いじめアンケート
12 月	【重点目標】 自らの生活を評価し、新たな目標を設定し取り組む姿勢を高める。(基本的生活習慣の確立)		
	休暇中の心得	休暇中の心得	休暇中の心得
1 月	【重点目標】 学年のまとめに対する心構えをし、目標を持って生活させる。(自己反省に基づく課題意識の確立)		
	三者面談	三者面談	
2 月	【重点目標】 進路に向けて考え、取り組ませる。(自己実現に向けた、自己啓発の意識の育成)		
3 月	【重点目標】 課題と成果を明らかにしつつ、上級学年への目標を持たせる。(課題に基づく自己表現の意識の確立)		
	休暇中の心得	休暇中の心得	休暇中の心得

第 2 章 いじめ防止に向けて

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが重要である。

すべての生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に学校を挙げて取り組まなければならない。そのため教職員は、いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があるという認識のもと、いじめ対策委員会を中心に、保護者や関係機関とも連携しながら、一致協力して生徒の指導にあたる。

2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に校内研修でいじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点等について周知を図る。

生徒に対しては、全校集会や学級活動で校長、副校長、教職員が、日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、教育活動全体を通じた道德教育や人権教育の充実、読書活動等の推進により、生徒の豊かな人間性を育むとともに、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け生徒の社会性を育む。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえた指導が必要である。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めて行くことが大切である。そのために、教員の教材研究の充実、教員間での授業研究、組織的な研究授業の充実を図る。

また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、学級や学年、部活動等の人間関係を把握することや、行事や学級経営の場で全ての生徒が生かされる工夫を行う。

さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動、スポーツや読書等で発散したり、いつでも誰かに相談できる雰囲気を作る。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。また、障がい（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要があるため、校内研修の充実を図るとともに、教員間の情報交換を密にする。

- (4) 自己所有感や自己肯定感を育む取組として、学校の教育活動全体を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を提供し、生徒の自己有用感、自己肯定感が高められるよう努力する。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組み方法として、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組み（生徒会による活動等）を推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと感じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しい等の状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえに、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法としては、年間2回の生徒個人面談及びいじめアンケートの際にいじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、日常的に、生徒の表情や、欠席・遅刻の状況、いじめが関係していないかどうかを把握

- するよう努めるとともに、個々の生徒について教職間の情報交換を密に行う。
- (2) 日常的な保護者との連絡の機会や保護者懇談会を通して、家庭での生徒の状況把握するように努め、保護者からいじめの相談がしやすいような関係をつくる。
 - (3) 入学時の保護者説明会等を通じて、相談体制を広く周知する。いじめ対策委員会で、相談体制が適切に機能しているか等点検する。
 - (4) 教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。

近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にあったりする場合がある。よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。

いじめを受けた当事者は、仲間から励ましや教職員や保護者からの支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階からの的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。そのため、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、迅速かつ真摯に傾聴する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会と情報を共有するため、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為や相談には、直ちにいじめ対策委員会に報告する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞きとる等して、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果を被害・加害の保護者に連絡する。
- (4) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき、又は学校の指導により、十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又は保護者への支援

- (1) 必要に応じていじめた生徒を別室において指導し、状況に応じて出席停止制度を活用する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (2) 状況に応じて、外部専門家に協力を得る。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) いじめた生徒に対し、いじめをやめさせ、その再発防止する措置として、複数の教職員が連携して組織的に対応するとともに、必要に応じて外部専門家の協力を得る。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- (2) いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な指導を行うため、事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全な人格の発達に配慮する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。また、はやしたてる等同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 全ての生徒が、互いに尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許さない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等に対しては、まず、問題の個所を確認し、その個所を印刷・保護する。その後、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるための必要な措置を講じる。
- (2) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報する等、適切な援助を求める
- (3) 情報モラル教育を進めるため、情報化の授業での情報モラル教育、生徒指導部による全校集会での講話や担任を通じての注意喚起を行う。また、外部の協力を得て、「ネット犯罪防止教室」等を開くとともに保護者への啓発にも努める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、適切に対応する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切に対処する。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

ア 重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者である学校法人創志学園、及び大阪府教育庁私学課を通じて大阪府知事に事態発生を報告する。

イ いじめ対策委員会が中心となって、事実関係を明確にするための調査に当たる。

ウ 調査の際、アンケート等を実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。

エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

(3) 調査結果の報告

調査結果については、学校法人創志学園及び大阪府教育庁私学課を通じて大阪府知事に報告する。

第5章 その他

1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力して指導に当たる。また、いじめの問題等に関する指導記録を保存し、教訓化を図る。

2 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整える等、校務の効率化を図る。

4 家庭との連携

学校基本方針等について保護者の理解を得ることで、家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭での緊密な連携協力を図る。

※附則

この方針は、平成26年4月1日より施行する。

※附則

この方針は、令和4年4月1日より施行する。